

日本小児・思春期糖尿病学会 役員選挙等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本小児・思春期糖尿病学会（以下、「当学会」という）の定款第9条の規程に基づく、当学会の理事、監事及び評議員の選任等に関する事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 役員選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会に関する詳細は理事会の決議により定める。
- 3 選挙制度の詳細は選挙管理委員会に一任する。

(評議員の選任)

第3条 評議員は、次の基準を満たす正会員が、所定の届出用紙を選挙管理委員会へ提出し、選挙管理委員会の審査後、理事会が承認する。

- 2 直近4回のうち、2回以上学術集會に出席、かつ1回以上の演題発表（共同演者可）か、1回以上の座長のいずれかを満たす。
- 3 選任年の前年12月末までに会費を完納している
- 4 メディカルスタッフ評議員に関する一時的処置

メディカルスタッフの役員が少数の間は、その拡大を支援するために役員に推薦されたものが上記資格に満たない場合でも立候補できる。

その方が、学会参加しておられることが望ましいが、小児思春期糖尿病の臨床に関わりの深い方で今後、役員としてご活躍が期待できる方を推薦することがある。

(理事選挙)

第4条 当学会の理事選挙は2年に1回とする。

(理事定数)

第5条 選挙により選出する理事を25名以内とする。ただし、理事推薦枠として第10条に定める理事候補者を評議員の中から推薦することができる。

- 2 選挙による理事は、以下の専門分野別定員とする。
 - (1) 小児科 10 名
 - (2) 内科 6 名
 - (3) 看護師 3 名
 - (4) 栄養士 1 名
 - (5) その他 1-2 名
- 3 上記専門分野別の定員比率は、会員や評議員数をもとに定期的に見直すものとし、理事会の決議により改正する。

(理事及び監事選挙権)

第 6 条 選挙年の前年 12 月末までに会費を完納している当学会の評議員は、理事及び監事選挙の選挙権を有する。

(理事被選挙権)

第 7 条 選挙実施年の 4 月 1 日時点で 65 歳未満である当学会の評議員は、理事選挙被選挙権を有する。

- 2 理事候補者となり得る者は、選挙年の前年 12 月末までに会費を完納しているものとする。

(立候補)

第 8 条 理事選挙に立候補する者は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、期日までに選挙管理委員会に提出する。

(投票及び当選等)

第 9 条 選挙管理委員会は、理事選挙の投票及び開票を実施し、その結果を総会において公表する。

(推薦理事)

第 10 条 理事長は、推薦理事として若干名の理事候補者を評議員の中から推薦することができる。

- 2 前項の推薦理事は、理事会の決議によって理事に選任される。

(監事定数)

第11条 監事の定数を2名とする

(監事候補者)

第12条 選任実施年の4月1日時点で70歳未満であり、理事を退任した者は、監事選挙被選挙権を有する

- 2 監事候補者となり得る者は、選挙年の前年12月末までに会費を完納しているものとする。

(監事の選挙)

第13条 選挙管理委員会は、監事選挙の投票および開票を実施し、その結果を総会において公表する。

第14条 この細則は、理事会の決議により改正される。

附則

1. 初回の監事選挙を実施して、次期監事を選出するまで（令和4年第27回学術集会終了時まで）、現監事の任期を1年延長するものとする。
2. 令和7年 学術集会終了時まで、理事会の決議によって、以下の事項の執行を可能とする
 - ①暫定的に役員任期を変更すること。
 - ②理事推薦評議員を承認すること。
 - ③（評議員の選任）第3条2の条件を満たしていない評議員が評議員を継続すること。
3. 令和5年第28回学術集会終了時までの期間は、理事を退任した以外の監事も、監事を再任することができる。
4. 令和4年の監事改選に限って、理事長推薦監事を評議員会が承認することで、監事を選出することを可とする。
5. この細則は、令和5年9月3日から施行する。